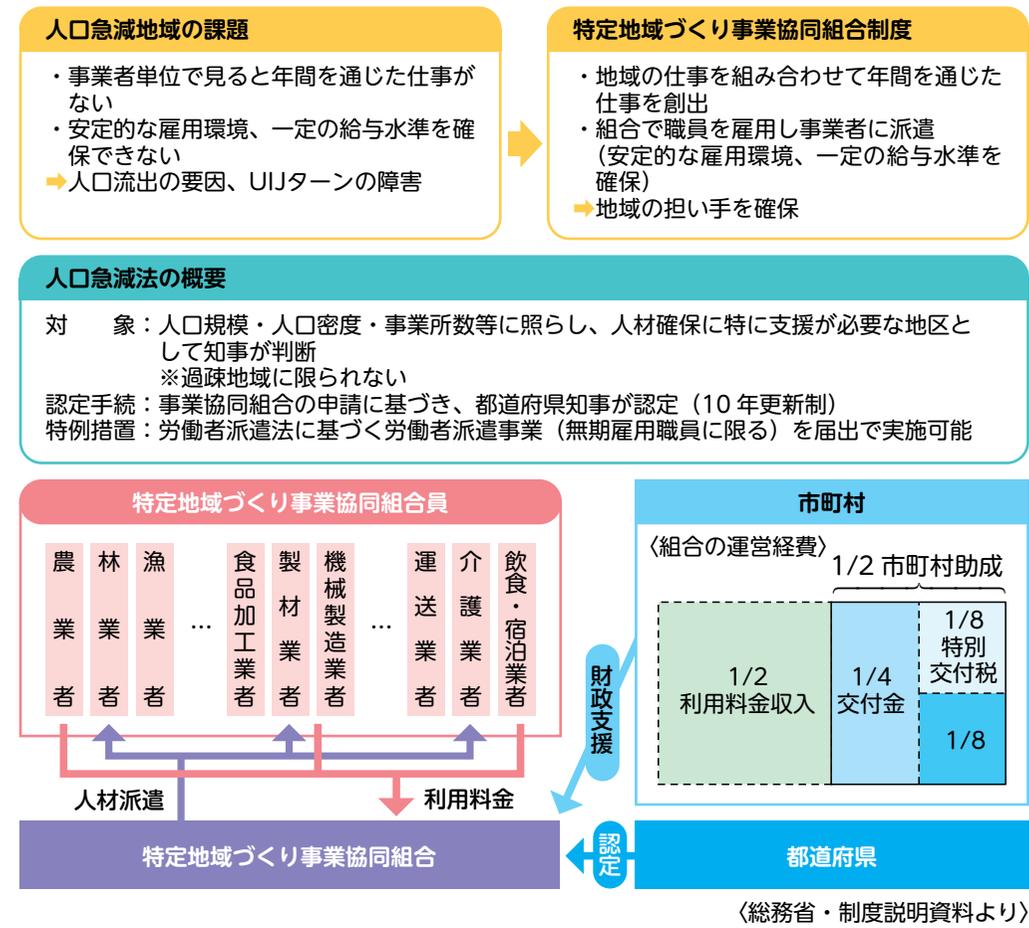


● 特定地域づくり事業協同組合制度とは？

特定地域づくり事業協同組合制度とは、人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合について、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく届出で実施することを可能とするとともに、組合運営費について財政支援を受けることができるようにする、というものです。

本制度を活用することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようになりますとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進することができます。本制度は、令和2年6月4日に施行された「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（人口急減法）」により創設されました。

1. 特定地域づくり事業協同組合の概要



2. 認定基準

都道府県知事による認定の基準の概略は以下のとおりです。（詳細は総務省 web 掲載の制度説明資料などを参照してください）

- ・地区の適合性（人口急減地域であることなど）
- ・事業計画の適正性（派遣先や派遣職員の確保、収支計画、市町村からの財政支援など）
- ・職員の就業条件への配慮（給与水準、社会保険・労働保険への加入、教育訓練など）
- ・経理的・技術的基礎（規程や体制の整備、財産的基礎、組織的基礎、事業運営の適正性など）等

3. 特定地域づくり事業協同組合制度の活用イメージ

事業協同組合の無期雇用の職員が、複数の組合員企業に時期を組み合わせることで派遣され業務を行うことで、年間を通じた仕事を創出します。

なお、専ら特定の事業者のみが利益を享受するものや、専ら特定の事業者の人件費の削減を図るものは、不適正な運用とされています。



4. 特定地域づくり事業協同組合を立ち上げるためには

- ☑ マルチワーカーの派遣先となる組合員（事業者）を確保し、組合設立に向けた合意形成を図ることができるか。
- ☑ 派遣職員や、派遣先とのコーディネーターとなる事務局職員を確保できるか。
- ☑ 事業計画を具体化し、円滑な組合の立ち上げにつなげるため、都道府県・市町村の関係部局、都道府県労働局、都道府県中央会等の関係機関への事前相談や調整が必要。
- ☑ 組合設立や、組合の安定的な運営に向けた財政支援等を実施する自治体との間で合意が得られるか。当該組合の関係事業者団体（農協、商工会議所、商工会など）との連携協力体制を確保できるか。